

京都市告示第 131 号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号) 第一条の規定による改正前の介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「旧介護保険法」という。) 第 8 条第 26 項に規定する指定介護療養型医療施設から、旧介護保険法第 113 条の規定に基づき、当該指定の辞退について、次のとおり届出がありました。

平成 24 年 6 月 22 日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

社会福祉法人京都博愛会(理事長 富田 哲也)

2 届出者の主たる事務所の所在地

京都府京都市北区上賀茂ケシ山 1 番地

3 辞退する事業所の名称

社会福祉法人京都博愛会富田病院

4 辞退する事業の種類

介護療養型医療施設

5 介護保険事業所番号

2610101806

6 辞退する事業所の所在地

京都府京都市北区小山下内河原町 56

7 辞退年月日

平成 24 年 5 月 31 日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)